

坂井市みくに龍翔館所蔵『丹後国夷屋文書』について

―内容の紹介と分析―

上原 康生

はじめに

本稿では、坂井市みくに龍翔館が所蔵する『丹後国夷屋文書』（以下、『夷屋文書』と略記）の紹介と分析を行いたい。

当該文書群は、丹後国田辺（現京都府舞鶴市）で海運業を営んでいた夷屋（姓は村田^①）の関係文書で、点数は全五六点である。これらは、令和元年度に同館が坂井市内の古美術商から購入したもので、元々は、売却者が買い求めた船筆筒の中に当該文書群が収められていたとのことである。

『夷屋文書』の詳しい内容は後述するが、近世―近代にかけて港町として栄えた三国湊をはじめとした、越前国―丹後国にかけての若狭湾とその周辺地域の商人たちと村田家の取引に関する文書が多数含まれている。ただし、村田家の海運活動については、史料的な制約等もあつてか、管見の限りでは先行研究でほとんど紹介されて

おらず、同家の具体的な活動はあまり知られていないのが現状であろう。^②

丹後国の廻船については、これまで自治体史等で、いわゆる「北前船」^③の全国的な動向を踏まえた丹後廻船全体の概要が紹介されており、丹後国から移出された商品や他国からの移入品、主な商人たちの活動等が示されている。また、近年では、当該地域で海運業に従事していた諸家に残された史料や、全国各地に残された取引記録などの分析を通して、徐々にその具体像が明らかになってきている。^④ただし、遠隔地間の取引に従事した商人たちの活動については研究が進展している一方で、若狭湾周辺の近距離の地域で主に活動した商人たちについては、必ずしも研究蓄積が豊富なわけではない。そうした研究動向は越前国の廻船についても同様で、丹後国をはじめとした近距離間の取引に関しては研究が進展している^⑤とは言い難い。そこで、本稿では『夷屋文書』の全体的な概要を紹介するとともに、

村田家の活動形態についても分析したい。本稿における考察が三国湊と丹後国の商人による取引のみならず、若狭湾周辺地域における海運史の実態の一端を説明することにつながればと考えている。

一 夷屋（村田家）と丹後国田辺について

夷屋は姓を村田といい、丹後国田辺城下の竹屋町（現京都府舞鶴市竹屋）に店を構えていた⁶。また、後述するように廻船を所持していたと考えられるほか、少なくとも近世後期の段階では船宿を営んでおり、越前国三国湊の廻船との取引も行われていたようである⁷。

村田家が拠点とした田辺は、田辺藩の城下町・商港として発展した。中でも高野川沿いに位置する竹屋町は、全国の商品流通圏の一市場として、同藩内外の物資の集散地としての機能を果たし、江戸時代中期には有力な船主が出現するなど、大商人も多く居住していたことが指摘されている⁸。

二 『夷屋文書』の概要

『夷屋文書』は全五六点あり、その目録を【表①】として末尾に掲載した⁹。作成年代は推定ものを含めて大半が元治～慶応年間頃のものである¹⁰。また、整理番号14の一点を除いて、残り五五点の形態は全て一紙である。

なお、『夷屋文書』は取引先商人の拠点地から、(一)三国湊関係、

(二)新潟関係、(三)丹後国関係、(四)その他に大別される。以下、(一)～(四)の内容ごとに考察していきたい。

(一) 三国湊関係―三国湊の商人たちとの取引内容―

整理番号2～16、52、53が該当する。【表②】は三国湊の商人たちと村田家を含めた丹後の商人たちとの取引内容をまとめた表だが、取引の大半が魚屋次郎八とのもので、魚屋側から村田家に菜種、菜種油が売却されていることが読み取れる。菜種および、それを加工した菜種油は三国湊の主要な移出品の一つであり、『夷屋文書』の時期より若干時代が下るが、明治一二年段階では、三国湊からの移出品のうち、菜種は第二位の、菜種油は第三位の移出額を示し、これらの合計額は移出額全体の約三割を占めている¹¹。

近世後期の越前国内では、水田の裏作などで菜種の栽培が活発に行われており、一八世紀後半以降は同国内で生産・流通する、いわゆる地廻りの菜種油の市場があり、相当量の菜種油の生産と流通があったものと考えられている¹²。また、寛政二年（一七九〇）に福井藩が菜種の専売制を実施しており、同藩が菜種の生産・販売に注力していたことがうかがえる。実際に、【史料①】では、「郡村分」「榎原村分」「黒丸村分」とあることから、当時いずれも福井藩領であった郡村（現福井市郡町）・榎原村（現福井市南榎原町・北榎原町）・黒丸村（現福井市黒丸町）で生産された菜種が取引されたものと考えられる¹³。

【史料①¹⁵】

買目録

郡村分

一、菜種 百五拾八匁

正味四斗九升九合廻し

此出メ七拾八石式斗壹升

檀原村分

一、同 七拾九匁

正味四斗九升〇五勺廻し

此出メ三拾八石七斗四升九合五勺

黒丸村分

一、同 六拾九匁

正味四斗九升三合五勺

此出メ三拾四石〇五升壹合五勺

都合三百〇六匁

出メ百五拾壹石壹升壹合

五斗二付

式百七拾壹匁五分替

代八拾壹貫九百九拾八匁九分七厘

外 八百拾九匁九分八厘 口銭

八拾式匁 仲人

壹貫〇〇九匁八分 御通ちん

九拾壹匁八分 蔵出し賃

メ式貫〇〇三匁九分八厘

メ八拾四貫〇式匁五分五厘

百四拾八匁立

此金五百六拾七兩ト

永五拾八匁四分八厘

右之通買渡別紙差引二入、此表者無出入候、以上、

寅七月六日 魚屋次郎八（印）

夷屋喜左衛門殿

【表②】からわかるのはあくまで断片的な事象だが、それでも村田家が数年の間に菜種を大量に買い求めており、特に慶応二年（一八六六）は総額一〇〇〇両を超える額の菜種と菜種油の取引が行われていることから、越前産の菜種は丹後国内においても相応の需要があったと考えられる。なお、越前産菜種の需要は丹後国にとどまらず、しばしば但馬国津居山港に入津し、「三国種」と称して売買されており、豊岡城下では製油用の菜種が越前国から買い求められていた。¹⁶ これらのことから、越前国内で当時盛んに生産・加工された菜種・菜種油が、若狭湾沿岸を中心に、近隣諸国に広く流通していたことが推測される。¹⁷

そして、越前産菜種の丹後方面への流通に寄与していたのが、丹後国由良・神崎の運賃積み従事者たちであったと考えられる。由良・神崎は多くの船乗りを輩出した地域として知られており、¹⁸ 整理番号3・4では、魚屋次郎八が村田家に売却した菜種の輸送をそれぞれ

由良市三郎、神崎村塩屋甚兵衛が担ったことが確認できる。特に【史料②】に、「運賃由良・神崎御定法通り」との文言があることから、由良・神崎には相当数の運賃積み従事者が存在したと考えられるとともに、三国湊―丹後国間の商品輸送にあたっては、彼らが一定の役割を果たしていたものと思われる。

【史料②】¹⁹

由良市三郎殿船送り状

一、菜種四拾九匁 各目切手付

此鋪金四拾九匁也

外二運賃由良・神崎定法通り御渡可被下候、以上

鋪金着歩右同断御渡し可被下候、以上

右積送り可申処、着岸之砌改御受取可被申候、万一海上之儀ハ可為御法、仍而如件、

丙寅八月十三日

魚屋次郎八（印）

丹後田辺

夷屋喜左衛門殿行

菜種の売買以外では、森田三郎右衛門と金屋平治郎との取引において、森田側から「上板石」が売却されている【史料③】。

【史料③】²⁰

覚

一、上板石 貳拾間

直段貳百三匁五分替

上原 坂井市みくに龍翔館所蔵『丹後国夷屋文書』について

代四百七拾匁

外二十九匁九分貳厘

四貳四掛り物

メ四百八拾九匁九分貳厘

右之通代銀不残相済候、已上、

丑三月九日 森田三郎右衛門（印）

金屋平治郎殿

「上板石」とは、笏谷石のことを指すと考えられる。笏谷石とは、福井城下南西の足羽山より採掘された青緑色の凝灰岩のことで、切り出された笏谷石は、足羽川・九頭竜川の河川舟運を利用して三国湊へ運ばれ後、そこから全国各地へ運び出された²¹。なお、笏谷石は採掘された地層によって品質に差があり、色と礫の程度で品質水準が決まった。また、採掘された石の外観（品質）は、原則的には定められた規格通りに仕上げてから出荷された。したがって、【史料③】の取引における「上板石」とは、上質の「板石」（≡規格品）を示すものと考えられる。

一方、三国湊の商人が丹後商人から物資を購入したものとしては、室屋弥助が新屋与左衛門から素麺類を購入した史料がある（整理番号13）。素麺は、桐油などの油や木綿とともに、丹後国からの主な移出品の一つであった²²。

以上のことから、三国湊の商人は越前国の特産物を売却し、逆に丹後国からは同国の特産品が売却されていたことがわかる。

(二) 新潟関係―新潟の商人たちとの取引内容―

整理番号22～31が該当する。取引内容をまとめた【表③】⁽²⁴⁾からわかるように、全ての取引で村田家が大月屋藤蔵と庄内屋佐次兵衛に商品を売却している。売却品である桐油、砂糖類、素麺類のうち、桐油と素麺は先述したように丹後国からの主要な移出品であり、これらの商品が新潟方面へも流通していたことがわかる。

また、村田家廻船の船頭を務めたのが市右衛門と元吉であったと考えられる。ただし、市右衛門の名が確認できる文書の年代が元治二・慶応元年（一八六五）、元吉の名が確認できる文書の年代が慶応二年というように、同一年内に両者が船頭として活動していたことを示す史料は『夷屋文書』には残されておらず、そのため、慶応元年～同二年にかけて船頭が市右衛門から元吉に替わったのか、あるいは村田家が複数の廻船を所持していたのか、村田家の持ち船数についての詳細は現時点では明らかではない。ただ、少なくとも、村田家の持ち船の規模については中規模以上のものであったものと思われる⁽²⁵⁾。

(三) 丹後国関係―丹後国の商人たちとの取引内容―

整理番号1、32～46、48、49、54が該当する。その内容をまとめた【表④】⁽²⁷⁾からわかるように、取引の大半が宮津の船宿・江尻屋七左衛門⁽²⁸⁾とのもので、いずれも村田家が江尻屋から塩を購入している。史料の大半は江尻屋が村田家に宛てた「送り状」であり、それらの記載内容から、神崎・宮津・田辺の運賃積み従事者が塩の輸送を担っていたことがわかる。また、整理番号33、34、36によると、運賃は

塩一俵あたりの取引額の約3%に相当する額で請け負われていたようである⁽²⁹⁾。

なお、運賃積みに従事したのは、基本的には大型船ではなく小型船であったと思われる⁽³⁰⁾。また、慶応元年十月一日に三通、同十月晦日に四通というように、同日付で複数の「送り状」が出されているが、その理由は、おそらく輸送船が小型船であったと思われるので、売買自体は一度に行われたが、輸送が複数の船に分散して行われたからではないだろうか。いずれにせよ、若狭湾内を多数の運賃積み船が行き交っていた様子が想像される。

(四) その他―その他地域の商人たちとの取引内容―

『夷屋文書』全体からみるとごく一部ではあるが、境港（現島根県境港市）の板屋五兵衛（整理番号51）、赤間関（下関）（現山口県下関市）の油屋仁右衛門（整理番号55⁽³¹⁾）、小浜（現福井県小浜市）の米屋長兵衛（整理番号56）の名前が確認できる。

これらのうち、油屋仁右衛門は下関の廻船問屋であり、丹後廻船とも恒常的な取引があったことが指摘されている⁽³²⁾。村田家と油屋仁右衛門との取引がいつ頃から始まったのか、取引が恒常的なものであったのか等は現時点では不明だが、少なくとも整理番号55の取引においては、「丹後桐油」が村田家から油屋側に売却されていることから、丹後産の桐油が当時の下関においても需要があったことがうかがえる。

三 村田家の海運業についての考察

これまでみてきたように、『夷屋文書』からは、村田家が越前国（三国、敦賀）や若狭国（小浜）、丹後国（宮津、田辺、由良、神崎）の商人たちと活発に取引を行っていた様子がうかがえる。

また、『夷屋文書』の中には、各地の相場情報に関係する文書が数点含まれている（整理番号15、16、47、50、51、52）。その内訳は、差出人が不明の50を除くと、15・16・52は三国湊の、47は敦賀湊の、51は境港の相場情報であるため、村田家が越前国（三国・敦賀）を中心に相場情報を収集していた様子がうかがえる。特に三国湊の相場に関しては、相場書の送り主である魚屋次郎八との間に恒常的な取引があったことを示すとともに、他地域に比べて相場書の点数が多いことから、村田家が三国湊の相場情報を重要視していたものとみられる。

【史料④】

御手紙得御意候、秋冷之節ニ御座候処、先以其御表御合家様愈御揃御清栄被成御座、銘々御同儀と奉賀候、然者当月六日今大風雨ニ而、七日暁今出水ニ相成、前代未聞之高水ニ而、当町中川蔵都而水附ニ相成、誠ニ大騒動仕、尤私共蔵中へ不残水付、夫々諸荷物台揚等仕候得共、何分急水ニ而少々相濡候得共、荒増無難ニ御座候、中利蔵古種之方者、乍残念五拾本斗水座ニ相成申候、依之此中今大勢人足相雇塩相交莚干ニ仕、大体干乾可申候、此段左様御承知可被下候、何分水座之方者早速御積船指向被下度奉被仕入候、別而塩蔵大変塩

水損ニ相成込合義ニ御座候、右ニ付相場も引上申候、私蔵種之方者少々吠濡御座候得共、中へ者通り不申、吠仕替候而已ニ而無難ニ御座候、数之義凡三十余候事御座候、先日右之段案内迄如此ニ御座候、以上、

〔慶応二年カ〕
八月十二日 魚屋次郎八

夷屋喜左衛門様

御店衆中様

相場

一、御丸米 出水前者
四百匁位

出水ニ付
五拾匁斗気配候也

一、たね 今詰りニ而

貳百六拾匁位

一、ノ油

貳両貳部式朱位

【史料④】は、大風の影響で川が増水し、三国湊内の商家の蔵が被災し、差出人である魚屋次郎八も商品の「古種」（＝菜種）が濡れてしまうという被害を受けたことを村田家に伝えた書状である。魚屋はその奥書に相場を記していることから、三国湊の商人も村田家に相場を積極的に知らせていたことが想像される。

史料の残存状況を考慮する必要があるが、以上の点から、村田家が丹後国（三国湊）にかけての地域（＝若狭湾とその周辺地域）を中心に活動していたものと思われる。そして、前章でみたように、村

田家と当該地域の商人たちとの取引の陰には、商品輸送を担う由良・神崎等の運賃積み従事者たちの存在があった。

一方で、中規模の持ち船によるであろう新潟や下関の商人との取引も確認できることから、近距離（いわゆる地廻り）を主にしつつ、比較的遠方の商人との取引も行っていたこと、なおかつ、近距離間の取引の場合は自らの持ち船ではなく運賃積み従事者に輸送を任せ、遠方との取引の場合は自らの持ち船で行うという、取引先に応じた輸送手段の棲み分けがなされていたことが、村田家の海運活動の特徴と言えるだろう。

おわりに

村田家が主な活動拠点としたと思われる若狭湾とその周辺地域、特に三国や敦賀、小浜などは近世・近代にかけて北前船の寄港地として繁栄した地域として知られている。しかし、本稿で紹介した『夷屋文書』からは、北前船の往来で繁栄した当該地域において、北前船が活躍したのと同じ時代に、地廻りの小型廻船も活発に行き交っていた様子が想起される。³⁴⁾

本稿では、『夷屋文書』の内容から、若狭湾とその周辺地域で主に活動したとみられる村田家の海運活動について分析した。しかし、現時点で詳細が明らかでない部分も多く、今後の課題としたい。

【謝辞】

本稿執筆にあたり、角明浩氏、釣部由紀子氏、平野俊幸氏に種々のご教示を頂いた。末筆になりましたが、記して御礼申し上げます。

註

- (1) 後掲【表①】『丹後国夷屋文書』目録の整理番号14・42より、夷屋の姓が村田であることがわかる。
- (2) 菅原憲二編『丹後国田辺城下竹屋町文書目録』（千葉大学文学部史学科菅原研究室、二〇一一年）では、船宿としての夷屋（村田家）の活動について記された史料が紹介されている。しかし、夷屋の具体的な海運活動については、これまでの研究では明らかになっていない。
- (3) 『舞鶴市史』通史編（上）（舞鶴市役所、一九九三年）、『宮津市史』通史編下巻（宮津市役所、二〇〇四年）、真下八雄「丹後の回船業」（中嶋利雄・原田久美子編『日本民衆の歴史 地域編10 丹後に生きる―京都の人びと』（三省堂一九八七年）、中西聡「北前船の近代史 海の豪商たちが遺したもの」（改訂増補版）（成山堂書店、二〇一七年）など。
- (4) 京都府立丹後郷土資料館編『大海原に夢を求めて―丹後の廻船と北前船―』（同、二〇一五年）、藤本仁文編『宮津市北前船関連資料調査報告書』（京都府立大学文学部歴史学科日本近世史研究室、二〇一六年）、同編『京都府立大学文化遺産叢書 第12集「丹後の海」の歴史と文化』（京都府立大学文学部歴史学科、二〇一七年）など。
- (5) 『福井県史』では、近世初期において、三国湊から敦賀湊までの近距離の年貢米輸送は地廻り海運が主体であったこと、近世前期にそうした特権的な地廻り海運が、西廻海運の展開や宿駅制度の整備による陸上輸送との競合、

他地域の廻船の成長等の理由で退転したが、それに代わって越前海岸各浦の漁船持が新たな担い手として地廻り海運に進出したことが指摘されている〔福井県史〕通史編4近世二、一九九六年。しかし、近世後期以降については、いわゆる「北前船」の研究が進展しているのに対して、地廻り海運の研究蓄積は乏しい状況である。

(6) 整理番号3、4、18、35、37、38、39、41より、村田家が田辺を拠点にしていたことがわかる。また、20の端裏書に「竹屋町二而夷屋喜左衛門様」とあることから、村田家の店は竹屋町に立地していたこともわかる。

(7) 天保一四年閏九月、三国湊の木屋七三郎船の水主が航海中に病気になる、田辺で死去した際に、船宿の夷屋喜左衛門が医師を手配するなど、病人の世話を行い、また、病死後の葬儀の段取りについても工面している〔天保一四年九月越前三国湊木屋七三郎船舸子死亡事件史料〕〔竹屋町文書史料集〕20〔前掲註(2)「菅原二〇一年」所収〕。

(8) 前掲註(3)『舞鶴市史』通史編(上)。

(9) 【表①】は、『夷屋文書』購入時に筆者が作成した簡易目録に適宜修正を加えたものである。以下では、同目録の整理番号のことを、単に整理番号と表記する。なお、文書の宛所で夷屋のことを「恵美寿屋」「恵比寿屋」「蛭子屋」などと記したこともあるが、「夷屋」と記されたものが最も多かったため、本文書群の総称を『丹後国夷屋文書』とした。

(10) 年号が記された文書は二〇点で、全体の半数にあたる二八点の文書には年号がなく、干支のみ記されていた。残り八点は年号・干支ともなく、日付のみ記されていた。年号がない文書については、各文書の内容や一括状況から年代を推測した。

(11) 内訳は、菜種が全体の約二〇%、菜種油が同約一〇%である〔二府四県

采覧報文〕〔商品流通史研究会編『近代日本商品流通史資料』第一巻〔日本経済評論社、一九七九年〕。また、明治二〇年代でも菜種は第二位の移出額となっている〔平野俊幸「明治20年代における海陸複合輸送について―越前三国港平野吉左衛門家文書「貨物通送録」を中心に―」〔福井県文書館研究紀要〕第五号、二〇〇八年〕。なお、正確には当時の地名は三国湊ではなく阪井港といったが、便宜的に三国湊とした。

(12) 宇佐美雅樹「江戸時代の越前における油揚げの文化史」〔福井県文書館研究紀要〕第一八号、二〇二二年。

(13) 前掲註(5)『福井県史』通史編4近世二。

(14) 明治五年時点の足羽県の地理状況を記述した『足羽県地理誌』では、楢原村(当時は北楢原村・南楢原村)、黒丸村については、菜種が物産として挙げられている〔福井市史〕資料編10近現代一、一九九一年。

(15) 整理番号12。

(16) 『豊岡市史』上巻(豊岡市、一九八一年)、『豊岡市史』史料編上巻(豊岡市、一九九〇年)。

(17) 近隣諸国以外の事例としては、天保年間〜明治前期にかけて、越後国出雲崎の廻船問屋である熊木屋と泊屋の客船帳に、諸廻船の取引品目として「三国油」「三国下り油」の語が散見される〔出雲崎町教育委員会編『出雲崎町史』海運史資料集(一)(出雲崎町、一九九五年)、同編『出雲崎町史』海運史資料集(二)(同、一九九六年)、同編『出雲崎町史』海運史資料集(三)(同、一九九七年)〕。小村式氏は「当時越後国内にも産地があるのにわざわざ遠隔地より輸送、取引が行われている。」と指摘しており〔小村式「幕末日本の商品流通について―越後国泊屋文書を中心に―」(福井県立図書館・福井県郷土誌懇談会編『日本海海運史の研究』(福井県郷土誌懇談会、一九六七年))、

三国湊から移出された越前産の某種油が越後国方面でブランド化していたと考えられる。

(18) 彼らは両村のみならず城下町宮津・田辺や在郷町岩滝・加悦(以上、いずれも丹後国)、さらには若狭国の廻船にまで乗り組んで活躍したことが指摘されている(前掲註(3)「真下一九八七年」)。

(19) 整理番号3。

(20) 整理番号8。

(21) 特に一七世紀後半に西廻り航路が整備されると、北へ向かう船のバラストを兼ねて多くの笏谷石が運び出された(前掲註(5)『福井県史』通史編4近世二)。

(22) 三井紀夫『越前笏谷石第三編—よみがえる歴史と人間像—』(福井新聞社、二〇〇九年)。

(23) 前掲註(4)「京都府立丹後郷土資料館二〇一五年」。

(24) 押印から、両名が新潟の商人であることがわかる。

(25) 前掲註(4)「京都府立丹後郷土資料館二〇一五年」。素麺の原料は東北地方などから仕入れられ、それを丹後で加工して移出されたものと考えられている。一方、桐油については、原料である桐の実が丹後各地で生産されていた(吉野健一「江戸時代における丹後からの輸出品・輸入品において」(前掲註(4)「藤本二〇一六年」所収)。このように、村田家が移出品として取り扱った商品が丹後国内の産業と関連する品目であったことがわかる。

(26) 昭和四二(一九六七)年九月三日に行われた、明治一七(一八八四)年生まれの元船乗りの方(当時、宮津市由良在住)からの聞き取り内容によると、越後まで航海する場合、一〇〇石積みの船では荷がたくさん積めないため、採算が合わなかったとのことである(前掲註(3)「真下一九八七年」)。そ

のため、当該の村田家廻船の規模は小型船ではなく、中規模以上のものであったと考えられる。

(27) 整理番号46は【表④】から除外した。その理由は最終決算額が判然としないためである。同史料からは江尻屋が三五〇両を村田家から受け取ったことはわかるが、「右之通塩代之内、慥受申上候」との文言が、三五〇両が塩以外の商品も含む全体額から塩代を引いた額であるのか、または塩の代金の一部は以前に支払われていて、三五〇両は未払金を示しているのかが判然としない。

(28) 前掲註(3)「宮津市史」通史編下巻。

(29) 整理番号33・34より、塩一俵あたりの金額が銀一二匁一分〜一二匁五分であったことがわかる。また、36では塩六〇〇俵の運賃が銀二二〇匁とある。したがって、塩の代銀は七貫二六〇匁〜七貫五〇〇匁ほどであったと考えられる。そして、運賃から代銀を割ってパーセンテージを求めると、約三% (少数第一位を四捨五入) となる。

(30) 塩の輸送量は一艘あたり二五〇〜七三〇俵とさほど多くない。一方で、整理番号33・34に関しては、積み込んだ塩の量が他と比べて明らかに多いため、運賃積みの小型船ではなく、中〜長距離を航海する中〜大型船が、一部運賃積みも行っていたものと思われる。

(31) 原史料では、差出人の表記は「油屋仁左衛門」となっているが、「油屋仁右衛門」の誤記であると思われるので、本文中では「仁右衛門」と記した。

(32) 藤本仁文「宮津北前船研究の現状と課題」(前掲註(4)「藤本二〇一六年」所収)。

(33) 整理番号52。

(34) 青木美智男氏は、北国諸港において「小廻り廻船」が沿岸や湾内の近隣諸

港を頻繁に往復また回航していたと想定されている（青木美智男「二つの幕末期北国諸港調査報告書―北国諸港と地域市場、近世港湾都市発掘の手がかりとして―」（『専修考古学』第八号、二〇〇〇年）。実際に、青木氏が紹介された幕末期の北国諸港に関する調査報告書「正月勘定日下部官之丞成章届書 勘定奉行宛（写）」（『大日本維新史料類纂之部 伊井家史料』十六、七六号）では、安政四年（一八五七）に他国から三国湊に入津した一〇〇石積以下の廻船は八六九艘、一〇〇石積以上の廻船が八六〇艘であり、同じく敦賀へは五〇〇一〇〇石積の廻船が三三一艘、一〇〇石〇〇〇石積の廻船が三九八艘入津したと記されている。これらのうち、三国湊に入津した一〇〇石積以上の廻船と敦賀に入津した一〇〇石〇〇〇石積の廻船に関しては、一〇〇石積が何艘、一〇〇〇石積が何艘などという書き方がされていないため、小型船、中型船、大型船がそれぞれの程度の割合であったのがわからない。ただ、そうしたことを含めて考えても、多くの小型船が行き交っていたのは確かであろう。

【表①】『丹後国夷家文書』目録

整理番号	表題	差出人(作成者)	宛名	年代	形態	備考
1	買仕切(三国産塩計1686俵)	由良屋半兵衛(印)	夷屋喜左衛門殿、大屋伊兵衛殿、田辺屋仁兵衛殿	慶応1.10.15	一紙(縦紙*)	1～13は紐にて一括。端裏の押印から、由良屋が丹後国宮津の商人であることがわかる。大屋伊兵衛は丹後国田辺の商人(参考:[小室2017年])
2	覚(新種306呔、古種300呔、種油26樽の代金のうち、受取済分)	魚屋次郎八(印)	夷屋喜左衛門殿	慶応2.7.8	一紙(切紙*)	
3	由良市三郎殿船送り状(菜種49呔)	魚屋次郎八(印)	丹後田辺 夷屋喜左衛門殿行	[慶応2カ] 丙寅.8.13	一紙(切紙)	「三国魚屋」「宇尾屋」の押印あり 鋪金(敷金)は49両 52・53と関連。53より、菜種は「藩種」で状態が悪くなかったことがわかる
4	神崎村塩屋甚兵衛殿船送り状(古菜種50呔)	魚屋次郎八(印)	丹後田辺 夷屋喜左衛門殿行	[慶応2カ] 丙寅.9.10	一紙(切紙)	「三国魚屋」「宇尾屋」の押印あり 鋪金(敷金)は70両
5	買仕切(古菜種計75呔)	魚屋次郎八(印)	加渡屋仁左衛門殿	[元治1カ]子.7.8	一紙(縦紙*)	(奥書)「喜左衛門様分」 19と関連。加渡屋は運賃積み従事者と思われる
6	買仕切(菜種10呔)	魚屋次郎八(印)	加渡屋仁左衛門殿	[元治1カ]子.7.8	一紙(縦紙*)	19と関連
7	買仕切(菜種計236呔)	魚屋次郎八(印)	新屋與左衛門殿	[元治1カ]子.7.19	一紙(縦紙*)	
8	覚(上板石20間の代銀残らず相済につき)	森田三郎右衛門(印)	金屋平治郎殿	[慶応1カ]丑.3.9	一紙(切紙)	金屋平治郎は丹後国由良の商人(浜田外ノ浦の廻船問屋・清水家の「諸国御客船帳」より[柚木1977年])
9	買目録(菜種計20呔)	魚屋次郎八(印)	金屋平治郎殿	[慶応1カ]丑.10.7	一紙(縦紙*)	
10	買目録(種油26樽)	魚屋次郎八(印)	夷屋喜左衛門殿	寅(慶応2).7.6	一紙(縦紙)	2と関連
11	買目録(古菜種計300呔)	魚屋次郎八(印)	夷屋喜左衛門殿	寅(慶応2).7.6	一紙(縦紙*)	2と関連
12	買目録(郡村分菜種・橋原村分菜種・黒丸村分菜種計306呔)	魚屋次郎八(印)	夷屋喜左衛門殿	寅(慶応2).7.6	一紙(縦紙*)	2と関連
13	売仕切(切素麵、同籠計188俵)	室屋弥助(印)	新屋與左衛門殿	[慶応2カ]寅.7.9	一紙(切紙*)	(印)「越州 室屋弥助 三国」
14	丙寅六月廿五日九ツ時発足 三国行手控	村田喜左衛門	—	[慶応2カ] 丙寅.6.25	横半帳	前半部分は「道中控」、後半部分は「元直段」で「三国塩」の記載あり
15	覚(御丸米、平米、合摺ほか商品相場)	魚次(印)	田辺 夷左様	[元治1カ]子.7.1	一紙(切紙*)	15～21は紐にて一括 その他商品は、大豆、小豆、小麦、大麦、たね(=菜種)、油(=種油)、木粕、種粕、生蠟、塩
16	覚(御丸米、平米、合摺ほか商品相場)	魚次(印)	夷左様	[元治1カ]子.7.1	一紙(切紙*)	(端裏書)「京町米屋平右衛門」 その他商品は、大豆、小豆、小麦、大麦、たね(=菜種)、油(=種油)、生蠟、塩、鮭、木粕、種粕、綿
17	覚(地種26俵、同三国6呔代銀御引き合わせ下されたきにつき)	大月屋萬五郎	塩屋庄八様	[慶応1カ]丑.10.20	一紙(切紙*)	
18	覚(地種26俵、三国種6呔の運賃相定めるにつき)	塩屋庄八	田辺 夷屋喜左衛門様	[慶応1カ]丑.10.30	一紙(切紙*)	運賃は田辺札45匁。40より、塩屋庄八は丹後国神崎の者だとわかる

整理番号	表題	差出人(作成者)	宛名	年代	形態	備考
19	覚(古種75本、新種10本の代金および運賃の請求)	嘉渡屋仁左衛門	夷屋喜左衛門様	[元治1か].7.21	一紙(切紙*)	5・6と関連。嘉渡屋(加渡屋)は5・6で魚屋次郎八に支払った代金に加えて、それらの運賃を加えた金額を夷屋に請求している。
20	[書簡](先だつての種代金この者へお渡しくださったきにつき)	嘉渡屋仁左衛門	夷屋喜左衛門様	[元治1か].7.26	一紙(切紙*)	(端裏書)「竹屋町二而夷屋喜左衛門様 加渡屋仁左衛門 七月廿六日」 5・6・19と関連。「荷物為替金二火急ニ入用御座候」との記載あり
21	覚(御泊り五人様、あんまちはか計161匁8分請取につき)	河邊屋七左衛門	夷屋喜左衛門様	(年不詳) -10.28	一紙(切紙*)	大半が酒代
22	御売仕切(■(ヤマエ)印桐油40樽)	大月屋藤藏(印)	夷屋市右衛門殿	元治2.38	一紙(縦紙*)	22～31は紐にて一括(端裏書)「■(ヤマエ)印桐油四拾樽 夷屋市右衛門様分」(印)「越後 大月屋 新潟」押印から、大月屋藤藏が越後国新潟の商人であることがわかる
23	御売仕切(■(ヤマ九)印白砂糖4樽)	大月屋藤藏(印)	恵美壽屋市右衛門殿	慶応1.6.6	一紙(縦紙*)	(端裏書)「■(ヤマ九)印白砂糖四樽 御売仕切 夷市様分」
24	御売仕切(■(ヤマエ)印桐油15樽)	大月屋藤藏(印)	恵美壽屋市右衛門殿	慶応1.6.6	一紙(縦紙*)	(端裏書)「■(ヤマエ)印桐油拾五樽 御売仕切 夷市様分」
25	御売仕切(■(ヤマエ)印桐油10樽)	大月屋藤藏(印)	恵美壽屋市右衛門殿	慶応1.6.13	一紙(縦紙*)	(端裏書)「桐油拾樽夷屋市右衛門様分」
26	御売仕切(三盆砂糖計15挺)	大月屋藤藏(印)	夷屋市右衛門殿	慶応1.6.23	一紙(縦紙*)	(端裏書)「恵比寿屋市右衛門様 ■(か長)印三盆砂糖三挺 ■(×上)印同拾挺 ■(かタカ)印同式挺」
27	御売仕切(■(ヤマ田)印桐油20樽)	大月屋藤藏(印)	夷屋市右衛門殿	慶応1.11.2	一紙(縦紙*)	(端裏書)「■(ヤマ田)印桐油廿樽 御売仕切 夷市様分(印)」
28	御売仕切(桐油60樽)	大月屋藤藏(印)	恵比寿屋元吉殿	慶応2.9.15	一紙(縦紙*)	(端裏書)「恵比寿屋元吉様 桐油 六拾樽(印)」
29	御売仕切(切素麵計160俵、同嶋田・同素麵計115籠)	大月屋藤藏(印)	恵比寿屋元吉殿	慶応2.9.21	一紙(縦紙*)	(端裏書)「素麵式百七拾五俵 夷屋元吉様分(印)」
30	御売仕切(嶋田そうめん75俵、切同20俵)	庄内屋佐次兵衛(印)	恵比寿屋元吉殿	[慶応2か]寅. 9.-	一紙(縦紙*)	(印)「北越 庄内屋 新潟」押印から、庄内屋が越後国新潟の商人であることがわかる
31	御売仕切(切素麵計100俵、嶋田同45俵)	庄内屋佐次兵衛(印)	恵比寿屋元吉殿	[慶応2か]寅. 11.1	一紙(縦紙*)	
32	送状之こと(式ツ半塩380俵青井屋太藏殿舟に積送るにつき)	江尻屋七左衛門(印)	恵比寿屋喜左衛門殿	元治2.10.晦	一紙(切紙*)	32～44は紐にて一括(印)「丹後 江尻や 宮津」押印から、江尻屋が宮津の商人であることがわかる
33	買仕切(式ツ半切塩5,100俵)	江尻屋七左衛門(印)	塩屋庄八殿御取次 恵比寿屋喜左衛門殿	慶応1.10.17	一紙(縦紙*)	
34	買仕切(二ツ半切塩5,100俵)	江尻屋七左衛門(印)	塩屋庄八殿御取次 夷屋喜左衛門殿	慶応1.10.17	一紙(縦紙*)	
35	神崎浅治郎殿送り状(式ツ半切塩250俵積送るにつき)	江尻屋七左衛門(印)	タナベ 恵比寿屋喜左衛門殿行	慶応1.10.18	一紙(切紙*)	
36	神崎村塩屋作右衛門殿船送り状(式ツ半切塩600俵積送るにつき)	江尻屋七左衛門(印)	恵比寿屋喜左衛門殿	慶応1.10.18	一紙(切紙*)	
37	当地清屋與兵衛船送り状(二ツ半切塩400俵積送るにつき)	江尻屋七左衛門(印)	タナベ 恵比寿屋喜左衛門殿	慶応1.10.18	一紙(縦紙)	

整理番号	表題	差出人(作成者)	宛名	年代	形態	備考
38	神崎甚四郎殿船送り状(式ツ半切塩600俵積送るにつき)	江尻屋七左衛門(印)	タナベ 恵比寿屋喜左衛門殿行	慶応1.10.晦	一紙(切紙*)	
39	神崎長次郎殿送り状(式ツ半切塩500俵積送るにつき)	江尻屋七左衛門(印)	タナベ 恵比寿屋喜左衛門殿行	慶応1.10.晦	一紙(縦紙*)	
40	かんごき塩屋宇平次殿送り状(式ツ半切塩730俵積送るにつき)	江尻屋七左衛門(印)	恵比寿屋喜左衛門殿	慶応1.10.晦	一紙(縦紙)	
41	宮津喜治郎殿・田邊宗右衛門殿送り状(式ツ半切703俵積送るにつき)	江尻屋七左衛門(印)	タナベ 恵比寿屋喜左衛門殿行	慶応1.11.8	一紙(切紙*)	
42	買目録(生蠟計36匁)	商会所(印)	村田喜左衛門殿	[元治1カ]子.7.10	一紙(縦紙*)	(印)「丹後 商会所 田邊」年代は差出人より推定(参考:[小室2017年])
43	御地宮津屋伊兵衛殿船送状事(二ツ半切塩400俵積送るにつき)	江尻屋七左衛門(印)	蛭子屋喜左衛門殿	[慶応1カ]丑.10.25	一紙(切紙*)	
44	送り状事(塩87丁当地與兵衛船に積送るにつき)	江尻屋七左衛門(印)	夷屋喜左衛門殿行	[慶応1カ]丑.11.20	一紙(切紙*)	(端裏書)「與兵衛送り状」
45	覚(塩買仕切金617兩ト水10匁のうち、50兩請取につき)	江尻屋七左衛門(印)	恵比寿屋喜左衛門様	丑(慶応1).10.17	一紙(切紙)	33と関連 45～54は紐にて一括
46	覚(塩代のうち金350兩受取につき)	江尻屋七左衛門(印)	恵比寿屋喜左衛門様	[慶応1カ]丑.10.23	一紙(切紙)	
47	相庭(越後米、大豆、小豆ほか)	佐渡屋太郎兵衛	蛭子屋喜左衛門様	[慶応2カ]寅.7.8	一紙(切紙*)	その他の品目は、小麦、種油、桐油、種粕、塩三ツ切、生蠟、鉄(20貫あたり)、そば、大麦。14の内容から、佐渡屋が敦賀茶町の商人であることがわかる
48	覚(塩1686俵受取・渡済につき)	由良屋半兵衛(印)	夷屋喜左衛門様	[慶応2カ]寅.7.30	一紙(切紙*)	
49	覚(紅花、上板石ほか仕切および運賃記録)	新屋與左衛門(印)	夷屋喜左衛門様	[慶応2カ]寅.9.18	一紙(切紙*)	(印)「丹後 新與 神崎」新屋與左衛門は丹後神崎の商人
50	[相場](3月26日東京、桑名、大津、馬関の相場情報)	—	—	[明治]-3.27	一紙(切紙)	(印)「迅報告印」地名が「東京」「馬関」とあることから、明治期のものと考えられる
51	相場(因幡米、出雲米、大豆ほか)	伯耆国境港 板屋五兵衛	—	[明治]-3.9	一紙(切紙)	その他の品目は、小豆、実種、鯛、塩、繰綿。価格の単位が円・銭であることから、作成年代が明治期だとわかる
52	[書簡](当月6日からの大風雨による出水・高水のため当町中川蔵すべて水附になるにつき)	魚屋次郎八	夷屋喜左衛門様・御店衆中様	[慶応2カ]8.12	一紙(切紙)	(奥書)「相場 一、御丸米 出水前者四百匁位、出水二付五拾匁斗気配候也…(中略)…一、御油 式両廿四・廿朱位」3と関連。古種50本ほどが水付の被害にあったなどあり
53	[書簡](素めんの儀、室屋弥助よりいまだ代銀知らせるにつき、ほか)	うお屋次郎八	夷屋様・御店衆中	[慶応2カ]8.13	一紙(切紙)	(端書)「追啓申上候、凡者濡種四拾九匁…(中略)…其御代定法通御渡可被下候」3と関連。濡種は由良市三郎の船に積送り
54	[書簡](先だつての買物のお礼、塩の積取のこと、金子御貸しの御願い)	江尻屋七左衛門	恵美寿屋喜左衛門様	(年不詳)-10.21	一紙(切紙*)	

整理番号	表題	差出人(作成者)	宛名	年代	形態	備考
55	売仕切(丹後桐油 61 挺)	油屋仁左衛門 (印)	恵美寿屋元吉殿	丑 .6.4	一紙 (縦紙*)	55と56は紐にて一括(端裏書)「桐油六拾壹挺 恵元様分」(印)「長門国 油屋仁左エ門 赤間関」押印から、油屋仁左衛門が赤間関の商人であることがわかる。ただし、仁左衛門とあるのは仁右衛門の誤記か
56	御買物仕切(三田尻塩 1,100 俵)	米屋長兵衛 (印)	夷屋元吉殿	丑 .10.13	一紙 (縦紙*)	(端裏書)「夷屋元吉様塩御買仕切」押印から、米屋長兵衛が若狭国小浜の商人であることがわかる。「三国達三田尻塩」とあるのは、三国へ送られる予定の塩との意味か

【凡例】

- ・目録には、整理番号、表題、差出人(作成者)、宛名、年代、形態、備考の各項目を設けた。
- <全体に関すること>
- ・使用漢字は基本的には常用漢字・正字体に統一した。ただし、固有名詞に旧字体・異体字・俗字・略字が用いられている場合は原文通りに表記した。
- ・入力できない文字や記号は■で表記し、■の後ろに()で説明を加えた。
- ・補足・説明のための文章・用字は、古文書原文と混同されないよう、現代表現(候文にしない)・平仮名(「〜につき」)を用いた。
- ・数字については、原題に現れるものはそのまま漢数字を用いた。
- <各項目に関すること>
- 整理番号
 - ・原則として文書1点ごとに1つの番号を付けた。
- 表題
 - ・原則として古文書の原題を記した。原題がない場合は、内容・形式から適宜題を付けて〔 〕で括った。
 - ・「覚」「買仕切」「売仕切」など、それ自体で内容が把握できない場合は()で補足した。
- 差出人(作成者)および宛名
 - ・古文書の差出人(作成者)および宛名を、居所や肩書も含めてそれぞれ記した。差出人(作成者)の押印がある場合は人名の後に(印)を付けた。
 - ・宛名については、敬称も含めて記した。
 - ・差出人(作成者)、宛名が不明の場合は—(ダッシュ)を入れ、記入漏れでないことを示した。
- 年代
 - ・古文書の作成年代について、元号の後は半角アラビア数字を用い、年・月・日の順に数字のみ記した。年号に付く干支は省略したが、干支だけ記されてある場合は残した。文書の内容や一連の史料から年号が確定できる場合は干支の後に()で示した。
 - ・日について、基本的には半角アラビア数字を用いたが、原文に「晦日」とあるものは「晦」とした。
 - ・年月日の数字が不明の個所は・で示した。年代不明の場合は推定年代を〔 〕で示した。この際、年代に関する他の補足・注記と区別するため、()ではなく〔 〕を用いた。これは、干支だけでは年代が特定できない場合も同様で、その場合は干支の前に置いた。不明年代が他の文書等から特定できた場合も〔 〕で補った。
- 形態
 - ・一紙物は縦紙・折紙・切紙に区分し、その旨を明記した。例えば、切紙の場合、「一紙(切紙)」と表記した。
 - ・一紙物で紙継ぎがある場合は、*を添えて表現した。すなわち、「縦紙*」「切紙*」とした。
- 備考
 - ・表題での補足で書き切れない場合や、入力できない文字■の説明、特記事項などを適宜記入した。
 - ・裏書・端裏書・端書・奥書など、必要な原文を「 」で示した。文章が長い場合は前後10文字程度ずつ記し、間に3点リーダーを2つ(計6点)入れた。
- 【参考文献】
 - ・小室智子「舞鶴湾から若狭湾・日本海へ—幕末・明治期の廻船関連文書—」(藤本仁文編「京都府立大学文化遺産叢書 第12集「丹後の海」の歴史と文化」(京都府立大学文学部歴史学科、2017年))
 - ・柚木学編「諸国御客船帳 下巻」(清文堂出版、1977年)

【表②】 三国湊商人との売買記録

年月日		取引内容			整理 番号	備考
年代	日付	売主 ⇒ 買主	取引品目	金額		
元治1 (1864)	(7.8)	魚屋次郎八 ⇒ 加渡屋仁左衛門 (夷屋喜左衛門)	古菜種75匁 (* 36石7斗6升4合)	金134兩 永3匁4分	5	整理番号5・6は直接的には魚屋と加渡屋の取引だが、同19で加渡屋が菜種代とその運賃を夷屋に請求しているため、間接的には魚屋と夷屋の取引になる。
	(7.8)	魚屋次郎八 ⇒ 加渡屋仁左衛門 (夷屋喜左衛門)	菜種10匁 (* 4石9斗2升)	金18兩2歩 永9匁3厘	6	
	(7.19)	魚屋次郎八 ⇒ 新屋與左衛門	菜種236匁 (* 117石3升2合)	金439兩 永25匁4分2厘	7	
元治2/ 慶応1 (1865)	(3.9)	森田三郎右衛門 ⇒ 金屋平治郎	上板石20間	銀485匁9分2厘	8	
	(10.7)	魚屋次郎八 ⇒ 金屋平治郎	菜種20匁 (* 9石9斗2升5合)	金40兩 永22匁6分7厘	9	
慶応2 (1866)	7.8	魚屋次郎八 ⇒ 夷屋喜左衛門	種油26樽	金66兩 永32匁3分5厘	10	
	7.8	魚屋次郎八 ⇒ 夷屋喜左衛門	古菜種300匁 (* 147石7斗7升2合5匁)	金538兩 永71匁2分9厘	11	
	7.8	魚屋次郎八 ⇒ 夷屋喜左衛門	菜種306匁 (* 151石1升1合)	金567兩 永58匁4分8厘	12	
	(7.9)	新屋与左衛門 ⇒ 室屋弥助	切素麵、同籠計188俵	銀9貫522匁5分2厘	13	
	(8.13)	魚屋次郎八 ⇒ 夷屋喜左衛門	菜種49匁	不明	3	
	(9.10)	魚屋次郎八 ⇒ 夷屋喜左衛門	菜種50匁	不明	4	

【註】・本表は【表①】を基に作成した。各項目の書式は基本的に【表①】の凡例に準拠した。
・金額欄には口銭等の諸経費を加減後の最終決算額を記載した。

【表③】 新潟商人との売買記録

年月日		取引内容			整理 番号	備考
年代	日付	売主 ⇒ 買主	取引品目	金額		
元治2/ 慶応1 (1865)	3.8	夷屋市右衛門 ⇒ 大月屋藤藏	桐油40樽 (*計7石2斗4升)	金94兩 永44匁5分1厘	22	樽代金1兩と7匁1分4厘を含む。総計の内、2兩2分運賃引
	6.6	恵美壽屋市右衛門 ⇒ 大月屋藤藏	白砂糖4樽 (*計62貫680匁)	金24兩 永9匁1分3厘	23	
	6.6	恵美壽屋市右衛門 ⇒ 大月屋藤藏	桐油15樽 (*計2石5斗9升5匁)	金31兩 永22匁9分5厘	24	樽代40匁1分8厘を含む
	6.13	恵美壽屋市右衛門 ⇒ 大月屋藤藏	桐油10樽 (*計1石8斗3合)	金20兩 永67匁7分9厘	25	樽代永26匁7分8厘を含む
	6.23	夷屋市右衛門 ⇒ 大月屋藤藏	三盆砂糖計15挺 (*計216貫200匁)	金71兩 永28匁9分9厘	26	
	11.2	夷屋市右衛門 ⇒ 大月屋藤藏	桐油20樽 (*計3石6斗4升)	金46兩 永83匁5分8厘	27	樽代永53匁5分7厘を含む
慶応2 (1866)	9.15	恵比寿屋元吉 ⇒ 大月屋藤藏	桐油60樽 (*計10石8斗6升6合)	金163兩 永24匁2分8厘	28	樽代金1兩と60匁7分1厘を含む
	9.21	恵比寿屋元吉 ⇒ 大月屋藤藏	素麵275俵 (*切素麵計160俵、同嶋田・同素麵計115籠)	金89兩 永29匁2厘	29	
	(9.-)	恵比寿屋元吉 ⇒ 庄内屋佐次兵衛	素麵95俵 (*嶋田そうめん75俵、切同20俵)	金32兩1朱 永3匁	30	替201文
	(11.1)	恵比寿屋元吉 ⇒ 庄内屋佐次兵衛	素麵145俵 (*切素麵計100俵、嶋田同45俵)	金60兩 永3匁2分1厘	31	替215文

【註】・本表は【表①】を基に作成した。各項目の書式は基本的に【表①】の凡例に準拠した。
・金額欄には口銭等の諸経費を加減後の最終決算額を記載した。

【表④】丹後商人との売買記録

年月日		取引内容				整理 番号	備考
年代	日付	売主 ⇒ 買主	荷物運搬者	取引品目	金額		
元治1 (1864)	(7.10)	田辺商会所 ⇒ 村田喜左衛門	—	生蠟 36 匁 (*計 290 貫 320)	金 114 兩 3 歩 永 4 匁 3 分 1 厘	42	
慶応1 (1865)	10.15	由良屋半兵衛 (宮津) ⇒ 夷屋喜左衛門 大屋伊兵衛 (田辺) 田辺屋仁兵衛	—	塩 1.686 俵	金 193 兩 永 86 匁	1	
	10.17	江尻屋七左衛門 (宮津) ⇒ 恵比寿屋喜左衛門	【取次】塩屋庄八 (神崎)	式ツ半切塩 5.100 俵	金 617 兩 永 10 匁	33	塩代は 1 俵当 たり銀 12 匁 1 分、計 61 貫 710 匁 銀から金への 両替は 100 匁 = 1 兩
	10.17	江尻屋七左衛門 (宮津) ⇒ 夷屋喜左衛門	【取次】塩屋庄八 (神崎)	二ツ半切塩 5.100 俵	金 637 兩 2 歩	34	塩代は 1 俵当 たり銀 12 匁 5 分、計 63 貫 750 匁 銀から金への 両替は 100 匁 = 1 兩
	10.18	江尻屋七左衛門 (宮津) ⇒ 恵比寿屋喜左衛門	浅治郎 (神崎)	式ツ半切塩 250 俵	【運賃】 銀 87 匁 5 分 2 厘	35	
	10.18	江尻屋七左衛門 (宮津) ⇒ 恵比寿屋喜左衛門	塩屋作右衛門 (神崎)	式ツ半切塩 600 俵	【運賃】 銀 210 匁	36	
	10.18	江尻屋七左衛門 (宮津) ⇒ 恵比寿屋喜左衛門	清屋與兵衛 (宮津)	二ツ半切塩 400 俵	【運賃】 銀 140 匁	37	
	(10.25)	江尻屋七左衛門 (宮津) ⇒ 蛭子屋喜左衛門	宮津屋伊兵衛 (田辺)	二ツ半切塩 400 俵	不明	43	運賃記載なし
	10.晦	江尻屋七左衛門 (宮津) ⇒ 恵比寿屋喜左衛門	青井屋太藏	式ツ半塩 380 俵	不明	32	運賃記載なし
	10.晦	江尻屋七左衛門 (宮津) ⇒ 恵比寿屋喜左衛門	甚四郎 (神崎)	式ツ半切塩 600 俵	【運賃】 金 2 兩 3 歩	38	運賃は銀 210 匁を金に換算 した額
	10.晦	江尻屋七左衛門 (宮津) ⇒ 恵比寿屋喜左衛門	長次郎 (神崎)	式ツ半切塩 500 俵	【運賃】 銀 175 匁	39	
	10.晦	江尻屋七左衛門 (宮津) ⇒ 恵比寿屋喜左衛門	塩屋庄八・平次 (神崎)	式ツ半切塩 730 俵	【運賃】 銀 255 匁 5 分	40	
	11.8	江尻屋七左衛門 (宮津) ⇒ 恵比寿屋喜左衛門	吉治郎 (宮津)・ 宗右衛門 (田辺)	式ツ半切 703 俵	不明	41	運賃記載なし
(11.20)	江尻屋七左衛門 (宮津) ⇒ 夷屋喜左衛門	與兵衛 (宮津)	塩 87 丁	—	44	「一俵二付田 辺札四分」と あり	

【註】・本表は【表①】を基に作成した。各項目の書式は基本的に【表①】の凡例に準拠した。
・金額欄には口銭等の諸経費を加減後の最終決算額を記載した。